

# **男女が共に生きるまち八王子プラン(第3次)**

## **2019改定版**

**令和5年度（2023年度）評価報告書**

**令和6年（2024年）12月**

**八王子市**



## はじめに

本市では、平成26年（2014年）3月に、「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして」を基本目標とし、平成26年度（2014年度）から令和5年度（2023年度）までの10か年を計画期間とする「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）」を策定しました。

その後、社会情勢の変化や課題に対応するために、平成31年（2019年）3月に「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改定版」（以下、「プラン」という。）を策定し総合的な取組を行ってきました。

プランの計画期間は令和5年度（2023年度）末までであり、この報告書ではプラン最終年度である令和5年度（2023年度）における評価を行いました。第三者機関である八王子市男女共同参画推進審議会の意見を参考に、今後の方向性を示しています。

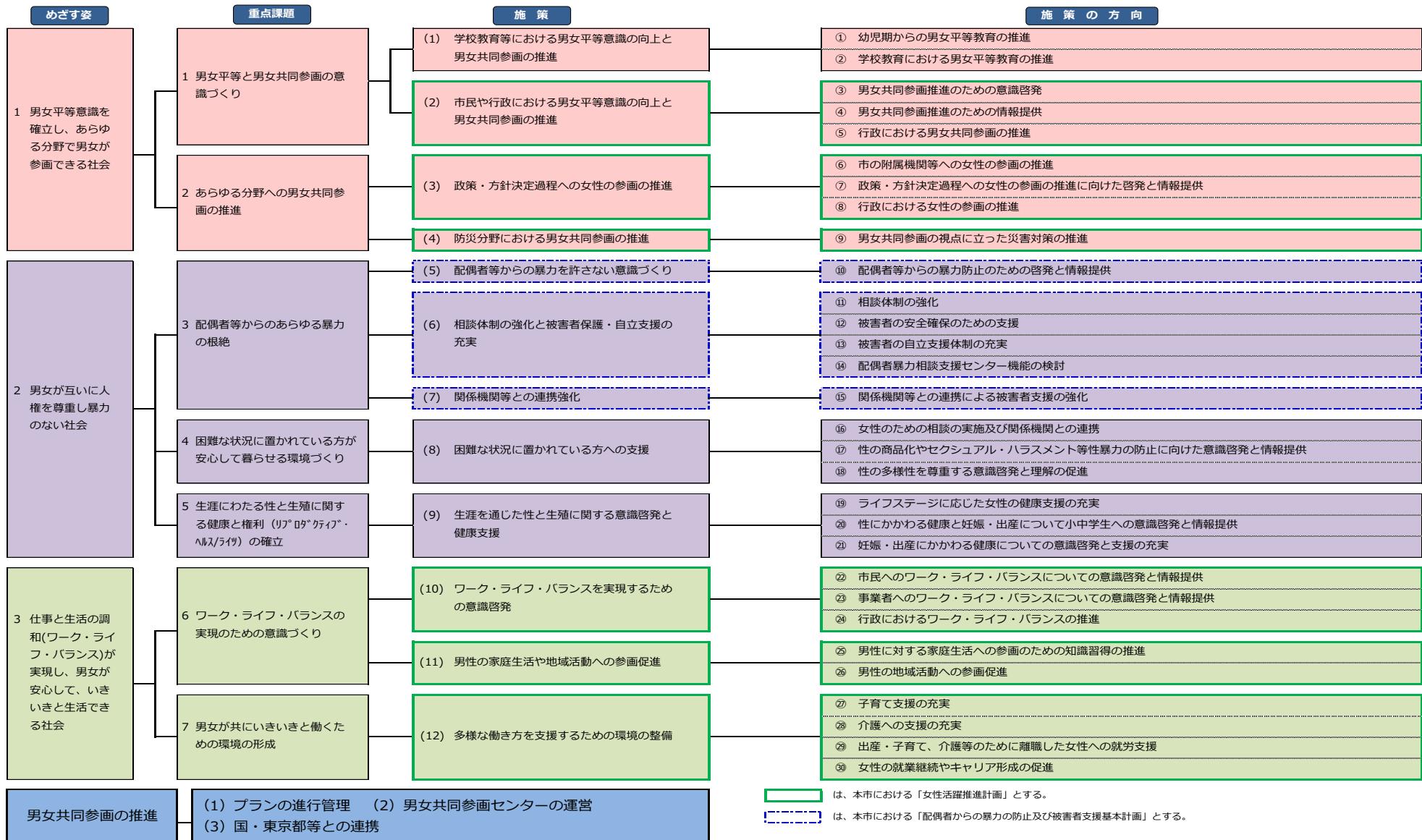
## 目 次

1. 男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改定版 体系図	3
2. 評価の流れ	4
3. 指標及び参考数値に対する評価の見方	4
4. 指標に関する調査数値について	5
5. 評価	6
6. 資料 八王子市男女共同参画推進条例	36

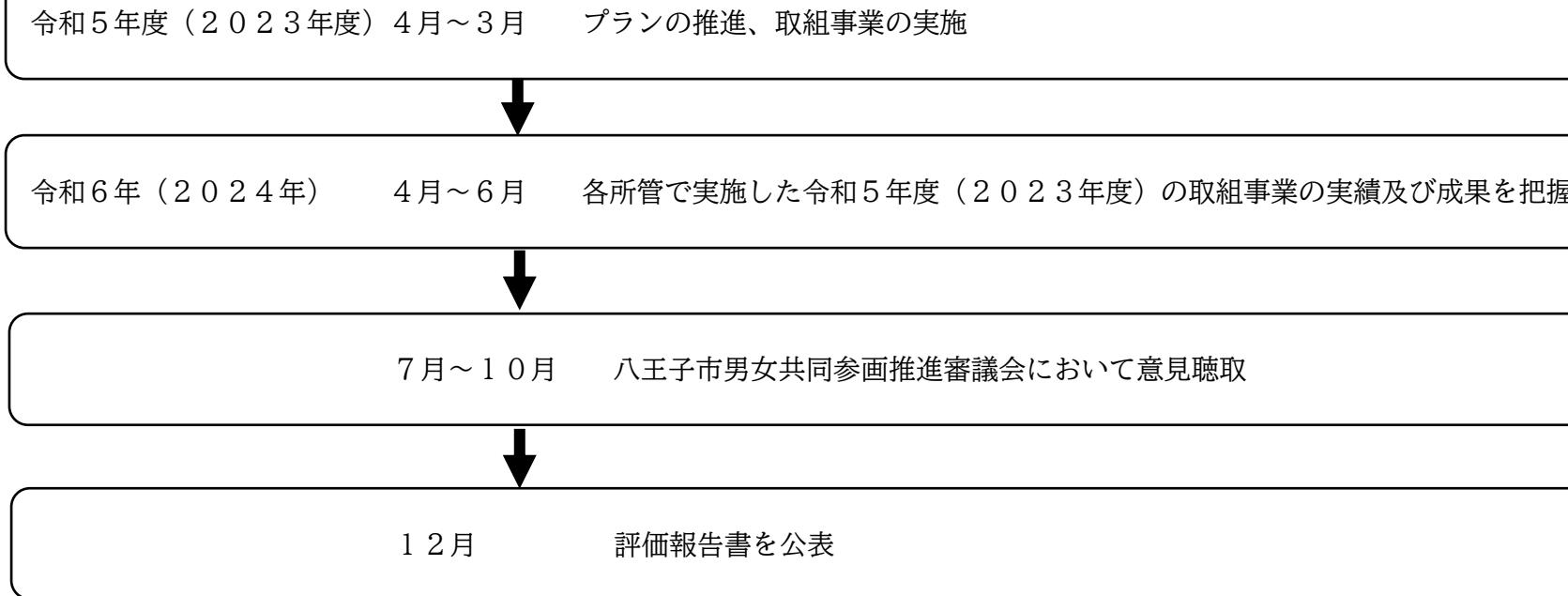


# 1 男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改定版 体系図

●基本目標● 人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして



## 2 評価の流れ



## 3 指標及び参考数値に対する評価の見方

評価	評価の基準
A	良好に進捗している
B	概ね進捗している
C	あまり進捗していない
D	まったく進捗していない

## 4 指標に関する調査数値について

### ■指標の各数値

「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）」の計画期間は、平成26年度から令和5年度までの10年間です。

指標の数値は、計画策定当初（策定当初）、計画中間点（中間）、計画最終（現状値）を比較のために記載しています。

### ■調査数値

指標で使用する数値の根拠となる調査の実施先が変更になったことにより、調査名称の異なるアンケート調査の数値を指標として使用していますが、設問内容は同様です。

また、指標の数値として使用している項目については、「男女共同参画に関する市民意識・実態調査（令和5年（2023年）3月）」において、設問内容の変更に伴い、指標の現状値が把握できない項目が生じたため、その項目については、市公式LINEによりアンケート調査を実施し把握しています。

#### <各調査における回答者の属性>

調査	回答数	回答者の年代(割合)	調査	回答数	回答者の年代(割合)	調査	回答数	回答者の年代(割合)	調査	回答数	回答者の年代(割合)
・男女共同参画に関する市民意識・実態調査 (平成24年度)	男性 563	10代 0.0%	・男女共同参画に関する市民意識・実態調査 (平成29年度)	男性 482	10代 0.0%	・市公式LINEにより実施した男女共同参画 に関するアンケート調査(令和6年6月)	男性 285	10代 1.1%	・平成29年(2017年)市政世論調査	男性 1,166	10代 1.4%
	女性 720	20代 7.8%		女性 627	20代 6.2%		女性 592	20代 5.5%		女性 1,454	20代 7.4%
	無 38	30代 13.6%		無 40	30代 9.0%		あてはまらない 11	30代 17.2%		無 46	30代 10.9%
	計 1,321	40代 18.9%		計 1,149	40代 17.1%		無 2	40代 17.5%		計 2,666	40代 16.7%
		50代 14.3%			50代 15.6%			計 2,385	50代 19.3%		
		60代 25.2%			60代 21.4%				60代 17.4%		
		70以上 19.0%			70以上 29.5%				70代 25.0%		
		無 0.9%			無 0.6%				80以上 7.7%		
									無 0.3%		
・令和5年(2023年)市政世論調査	回答数	回答者の年代(割合)	・八王子未来デザイン2040」の運用に関する市民アンケート調査(令和5年度)	回答数	回答者の年代(割合)	回答数	回答者の年代(割合)	回答数	回答者の年代(割合)	回答数	回答者の年代(割合)
	男性 1,057	10代 1.0%		男性 1,036	10代 1.4%		男性 1,192	10代 6.3%		女性 1,192	20代 9.6%
	女性 1,290	20代 6.4%		女性 6	20代 15.0%		無 41	30代 18.0%		無 41	40代 18.6%
	無 38	30代 8.4%		計 2,275	40代 23.1%		計 2,275	50代 7.6%		計 2,275	50代 23.1%
		40代 14.2%			60代 18.6%						
		50代 19.3%			70代 23.1%						
		60代 17.4%			80以上 7.6%						
		70代 25.0%			無 0.5%						
		80以上 7.7%									
		無 0.3%									

## 5 評価

めざす姿1	男女平等意識を確立し、あらゆる分野で男女が参画できる社会	取組事業数
		20件

男女平等の意識づくりをすすめ、性別や年代にかかわらずだれもが個性や能力を十分に発揮し、あらゆる分野に男女が参画できる社会をめざします。

重点課題1 男女平等と男女共同参画の意識づくり								
指標		平成24年度 (策定当初)	平成29年度 (中間)	現状値 (最終)	目標値	市の 評価	評価に関する市の考え方	審議会 の評価
1	学校教育の場において「男女平等である」と思う人の割合	66.7% (※1)	66.8% (※2)	53.8% (※3)	80%	C	平成24年度と29年度にあまり変化がなく現状値もこれまでよりも低くなっているため	C
2	性別による固定的な役割分担に「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合	47.6% (※1)	55.1% (※2)	75.7% (※4)	70%	B	平成24年度から順調に進展し現状値が目標値に達しているため	B

※1 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成24年度）

※2 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成29年度）

※3 「八王子未来デザイン2040」の運用に関する市民アンケート調査（令和5年度）

※4 市公式LINEにより実施した男女共同参画に関するアンケート調査（令和6年6月）

### ■ 計画改定時の課題

これまで「人がひととして尊重され、性別にかかわりなく、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現」に向けて、さまざまな制度や環境の整備が進められてきました。性別による固定的な役割分担意識は、時代とともに変わりつつありますが、いまだ根強く残っています。

男女共同参画社会実現に向けた取組の推進に当たっては、幼児期から性別にかかわりなく互いを尊重することの大切さを伝えることが重要です。また、市民にもっとも身近な基礎自治体である市町村が率先して男女共同参画を推進する必要があります。

共働き世帯が増加する中、性別で役割を固定的に考えるのではなく、仕事や家事、育児など、これまで以上にさまざまな分野で、男性と女性が協力し合うことが必要になっています。

## ■ 令和5年度（2023年度）の取組状況

<b>重点課題1 男女平等と男女共同参画の意識づくり</b>
<b>取組1 幼稚園、保育所、児童館、学童保育所等職員の男女共同参画についての意識づくり</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・公立保育園職員への男女共同参画の意識啓発と理解促進を実施。</li><li>・「性差への先入観による観念や役割分業意識を植え付けないように保育の中で配慮する。」ことを公立保育園の自己評価項目に設定し評価。 (子どもの教育・保育推進課)</li><li>・子ども・若者育成支援センター職員への男女共同参画意識を啓発。 (青少年若者課)</li></ul>
<b>取組2 教職員の男女共同参画についての意識づくり</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・各種職層研修で男女共同参画の重要性を継続的に指導（人権の尊重、男女の平等など、相互理解・協力についての指導の充実を目指した研修の実施、男女共同参画の理念、ジェンダー（社会的性差）の定義や規定の研修の実施、指導・助言の実施）。 (教育指導課)</li></ul>
<b>取組3 男女共同参画の視点に立った学校教育の実施</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・学校教育のあらゆる場で男女共同参画の視点に立った指導を実施し、知識に基づき行動できる児童・生徒を育成。</li><li>・東京都教育委員会作成の『人権教育プログラム（学校教育編）』等を活用し、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての指導の充実を図り、自立の意識を育む教育、一人一人の個性や能力を尊重し、児童・生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進。 (教育指導課)</li></ul>
<b>取組4 男女共同参画の視点に立った講座等の実施</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・八王子学園都市大学「いちょう塾」の開講にあたり、大学コンソーシアム八王子加盟大学等へ男女共同参画の理解が深まる講座の提供を依頼し、アンコンシャス・バイアスに関する講座が提供された。</li><li>・男女共同参画の取り組みとして、託児サービス付き講座を実施。 (学園都市文化課)</li><li>・出前講座「男女共同参画入門」ほか13講座を開催。</li><li>・クリエイトホールを利用した学習活動のための託児を実施。 (男女共同参画課)</li><li>・男女共同参画の視点に立った3講座、「働く男女が講座等に参加しやすい環境として」夜間、土日曜日、休日に講座を開催。 (学習支援課)</li></ul>
<b>取組5 男女共同参画に関する情報の収集と提供</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・男女共同参画週間にあわせてパネル展や図書展示等を実施。</li><li>・男女共同参画に関する情報をホームページや広報に掲載、男女共同参画情報紙「ぱれっと」を全戸配布。</li><li>・男女共同参画センター内に女性情報紙や他市の事業計画などの資料を配架。 (男女共同参画課)</li><li>・意識醸成のため、男女共同参画関連の蔵書を充実。</li><li>・男女共同参画週間にあわせ関連図書の展示・貸出を実施し意識を啓発。 (図書館課)</li></ul>
<b>取組6 職員研修の充実</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・管理職対象に「管理職に求められる男女共同参画の視点～アンコンシャス・バイアスとは～」、職員対象にeラーニング他3講座を実施。 (男女共同参画課)</li><li>・東京都市町村職員研修所主催の「男女共同参画研修」に職員を派遣。 (職員課)</li></ul>
<b>取組7 職員に向けた情報提供の充実</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・職員研修「男女共同参画基礎研修」他4講座と新規採用職員研修で「男女共同参画基礎研修」を実施。 (男女共同参画課)</li></ul>
<b>取組8 性別によらない職務分担等の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・全所管対象に性別によらない職務分担等の推進を呼びかけし、全ての職場において実施。</li></ul>

## ■ 男女共同参画推進審議会委員の意見

### 取組1 幼稚園、保育所、児童館、学童保育所等職員の男女共同参画についての意識づくり

- 子どもの身近にいる大人の言動には影響力があるため、幼稚園、保育所、児童館、学童保育所等職員への男女共同参画についての意識づくりは大切である。公立保育園の取組実績で「性差への先入観による観念や役割分業意識を植え付けないように保育の中で配慮する。」ことを90.8%の職員ができていると回答していることは素晴らしい。子どもと接するその他施設の職員にもこの内容を自己評価項目に設定できれば、子どもに接する際の振り返りに効果的である。

### 取組2 教職員の男女共同参画についての意識づくり

### 取組3 男女共同参画の視点に立った学校教育の実施

- 男女共同参画についての意識啓発は子どもの頃から必要である。子どもが多く時間を使っている学校生活の場において、教職員の言動は子どもたちの成長に大きな影響を与えるため、教職員への男女共同参画に関する意識啓発の研修等は重要であり、引き続き地道に行わることが必要である。
- 教職員の研修や学校教育の場では、主権者教育<sup>1</sup>と絡めて実施していくことを提案する。主権者教育とは選挙権が18歳に引き下がったことを受け学校教育の中でも必須となったものだが、主権者と男女平等は切っても切れない関係にあり一緒に学ぶ必要がある。

### 取組4 男女共同参画の視点に立った講座等の実施

- 「いちょう塾」への男女共同参画の理解が広まる講座の依頼はとてもよい試みである。無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の認識など、学校のような他の環境による学びの機会が少なくなる中高年層への普及に有効である。
- 託児サービス付きの講座や夜間、土日休日の講座開催により受講者を大幅に増やすことができたことは、働く男女が講座等に参加しやすい環境の提供として有効である。

### 取組5 男女共同参画に関する情報の収集と提供

- 図書館課による「男女共同参画に関する蔵書の充実」は、適切に活用されることにより意識の醸成に寄与するため、それらを用いたセミナーや著者によるトークショーの開催など、イベントと一緒に行うと効果的である。

### 取組6 職員研修の充実

### 取組7 職員に向けた情報提供の充実

- 男女共同参画に関する認識や職場での理解を深めることにつながるため、管理職を対象とした研修の継続は必要である。
- 職務の土台になる考え方を学ぶための新規採用職員への研修で「男女共同参画基礎研修」の継続実施を望む。

### 取組8 性別によらない職務分担等の推進

- 市役所内での性別によらない職務分担を推進することは、民間企業でも推進するきっかけになるため必要な試みである。

<sup>1</sup> 主権者教育

政治の仕組について必要な知識を習得させるだけではなく、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を、発達の段階に応じて身に付けさせること。

## 全 体

- ・男女共同参画の認識は進んできているとはいえ、働き方・暮らし方の変革の実現にとって固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)は大きな障壁となっている。これらは長年にわたり形成されがちであるため、意識啓発を地道に行う一方で、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要であり、社会における慣行や社会構造を見直し変えていくことも必要である。
- ・個々の事業が単発的な取り組みに終始していないか気になっており、個々の取り組みは、その範囲に留まることなく、同じ目標の下で展開されている他の事業と有機的に関連付けられることで、その成果・効果が全体的な評価へと昇華することが期待される。「上位目標に照らして、個々の事業がどれほど目的の達成に寄与したか」について自律的に成果を検証し、今後の施策に反映できる仕組みの整備が重要である。
- ・意識の啓発は講座が中心になるため、働く人が参加しやすい夜間や土日休日での開催を拡大することを期待するとともに、座学よりロールプレイの方が効果的なこともあります、実施方法については目的に沿った検討が必要である。

## ■ 今後の方向性

- ・性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を含む性別による固定的な役割分担意識を変えていくには、役割分担に基づく制度や慣行を変えていくことも必要である。そのためには、個人に加え、事業者や地域活動団体などの組織にも働きかけを行う。
- ・個人の意識は様々な経験に基づき培われていくので、性別にとらわれない生き方を選択することができるよう子どもの頃からの意識啓発や子どもを取り巻く大人への意識啓発事業を行っていく。

重点課題2 あらゆる分野への男女共同参画の推進										
指標		平成24年度 (策定当初)	平成29年度 (中間)	現状値 (最終)	目標値	市の評価	評価に関する市の考え方	審議会の評価	審議会の意見	
3	市が設置する附属機関等における女性の割合	28.1% (※)	33.8% (※)	32.9% (※)	50%	C	当初からは緩やかに進展しているが、目標値を大きく下回っているため	C	割合が当初からあまり向上していないことから市の評価は妥当	
4	市の女性管理職の割合	-	13.0% (※)	13.3% (※)	30%	C	平成29年度から横ばいで目標値を大きく下回っているため	C	取組を進めているが、あまり進捗していないので市の評価は妥当	
			平成30年4月	令和6年4月						
参考数値		平成24年度 (策定当初)	平成29年度 (中間)	現状値 (最終)						
小中学校の女性管理職の割合 (校長及び副校長)		12.4% (※)	16.2% (※)	17.8% (※)						
町会・自治会長への女性の参画率（会長）		10.1% (※)	8.7% (※)	10.2% (※)						
		平成24年6月	平成29年6月	令和5年6月						

※ 当該年度ごとに男女共同参画課が府内関係所管に調査

## ■ 計画改定時の課題

男女共同参画をすすめるためには、意識の変革とともにあらゆる分野において、男女が対等な立場で参画することが重要です。しかし、さまざまな分野で活躍する女性が増加しているものの、その分野には偏りが見られ、特に、政治分野や方針・意思決定の場への参画は十分とは言えない状況です。このような中、平成27年（2015年）に「女性活躍推進法」が施行され、働く場面で活躍したいという希望をもつすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる環境の整備が求められています。それに加え、職業生活にとどまらず、「職場・家庭・地域などあらゆる場」においての女性の活躍が必要とされています。

また、過去の災害においては、救援物資の配分や避難所運営等で、男女共同参画の視点が不十分であることから、男女のニーズの違いに応じた対応ができないという多くの問題が発生しています。このような問題を改善していくためには、防災や復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れていくことが重要です。

## ■ 令和5年度（2023年度）の取組状況

<b>重点課題2 あらゆる分野への男女共同参画の推進</b>
<b>取組9 附属機関等への女性の登用推進</b>
・委員等改選にあたっての事前協議において、女性の参画率が50%未満の所管に女性登用に向け関係機関等への働きかけを依頼。 (男女共同参画課) ・附属機関等における公募市民に市民委員等公募制度の候補者から10名（男性2名、女性8名）が就任・参加。 (広聴課)
<b>取組10 市民に対する女性の参画の推進のための意識啓発と情報提供</b>
・男女共同参画センター内に女性情報紙や他市の情報紙などの資料を配架。 ・近隣市町村が開催する女性参画関連講座をホームページで周知。 ・市内の企業関係者（主に経営者層）、市民対象に、企業における女性登用をテーマに講演会を開催。 (男女共同参画課)
<b>取組11 女性管理職登用促進のための意識啓発と人材育成</b>
・性別による職務分担などの推進に向け、全所管に取組の一覧表を周知。 ・職員対象に男女共同参画基礎のeラーニング研修を実施。 (男女共同参画課) ・主任職員対象にキャリアデザイン研修を実施。 ・市職員採用説明会に女性職員を派遣。 (職員課)
<b>取組12 災害対策に関する男女共同参画の意識啓発</b>
・都内近隣市町村が開催する「体験型防災講座」をホームページで周知。 (男女共同参画課) ・出前講座（「災害に備えて安全対策を」、「総合防災ガイドブックセミナー」）を実施。 ・女性の視点を盛り込んだ「総合防災ガイドブック」（市発行）、女性の発想を活かした防災ノウハウを掲載した「東京暮らし防災」（東京都発行）を配布。 ・防災会議における女性の参画（10名/49名）。 (防災課)
<b>取組13 男女共同参画の視点に立った避難所運営マニュアルに基づいた訓練等の実施及び備蓄の充実</b>
・仮設トイレの設営など避難所開設・運営に関する防災訓練等を実施。 ・プライベート空間を配慮した簡易更衣室等の災害用備蓄物資の備蓄、女性等の視点に配慮した防災対策を強化。 (防災課)

## ■ 男女共同参画推進審議会委員の意見

### 取組9 附属機関等への女性の登用推進

- ・附属機関等への女性の参画率が50%未満の所管課へは、ヒアリング、選任方法等の助言の実施、所管課から関係機関等への女性登用に関する働きかけの依頼、公募市民の活用など、効果的な取組がされているものの令和5年度の女性の割合は32.9%と目標値を下回っている。職指定などの委員選出方法の見直し、東京都が令和4年6月から導入したクオータ制<sup>2</sup>の積極的な取組も視野に入れつつ目標達成にむけた改善策の検討が必要である。
- ・施策は市民に関わるものであり男女はフィフティ・フィフティであるから、共に参画できるよう考え方をえていかないと女性の参画率の向上は実現が難しい。
- ・専門家でないと任用できないということが要綱に記載されている場合もあるようだが、市民に対する施策であるため、男女共同参画課から女性参画の重要性を所管課へ説明するなどの取組をあらためて行うことが必要である。

### 取組10 市民に対する女性の参画の推進のための意識啓発と情報提供

- ・男女共同参画センターでの取組を効果的なものとするには、センターの認知度を高め関心を持ってもらうことが必要である。

### 取組11 女性管理職登用促進のための意識啓発と人材育成

- ・女性管理職の登用促進のためには、女性への意識改革や様々な施策の継続が必要だと考える。「市職員採用説明会に女性職員を派遣」していることを評価しつつ、職員の昇任選考募集の際にも女性管理職等のモデルケースを紹介できるとよい。
- ・夫婦間で子育ての役割が決まっていない、サポートがない状態で、家事や育児を女性が担っているようであれば昇進を考えるのは難しいため、子育て支援の充実が必要である。
- ・子育て、家庭のことは主として当事者が担うものであるが、仕事については個人で行っていた業務をチーム制に変更するなど様々な業務遂行の方法があると思う。
- ・令和6年度からメンター制度が導入されたとのことだが、制度の周知を図るとともに入庁時より管理職になることを期待し職員への人材育成を行うことも大事である。

### 取組12 災害対策に関する男女共同参画の意識啓発

### 取組13 男女共同参画の視点に立った避難所運営マニュアルに基づいた訓練等の実施及び備蓄の充実

- ・防災訓練に参加する女性の割合が増えていることはよいことだが、災害対策は、過去の災害時における問題点や課題を踏まえ、男女共同参画をはじめ多様な視点を活かすために実際に即した避難所開設・運営に関する防災訓練等を繰り返し実施することが重要である。また、市が実施する施策や民間団体による参考事例等の情報を収集し、研修等を通じた普及・浸透を図ることも大切である。
- ・第3次プランにおける計画改定時の課題として「防災や復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れていくことが必要である」と示されているが、女性の視点でどのように取り組んでいくのかがわかるとよい。

<sup>2</sup> クオータ制

社会的に少数であるための格差を是正するために、一定の人数や比率を割り当てる暫定的な手法の一つ。

## 全 体

- ・女性の参画が少ない組織や団体の中で参画が増えていくことはとても有効で意味があり、様々な場所で女性が参画することが重要である。
- ・男性中心の組織において女性が意見を言いやすくするためには、複数の女性が参加できるよう促進することがよい。
- ・組織内においてこれまで男性が行ってきたことを女性が行うことは、例えば、防災の場面などでいきなり女性が担うと戸惑う場面が想定されるため、上席が配慮するなど周囲の対応も検討することが必要である。
- ・女性の活躍のためには、男性リーダーの理解促進、管理職の意識変革、女性職員の登用拡大に向けた研修など、多様な職務機会の付与等による積極的・計画的な育成、相談体制の整備、出産・育児期等の前後におけるキャリアアップのための重要な職務経験など、人事管理を柔軟に行なうことが有効である。
- ・市の災害対策本部において職員が男女共同参画に関する視点から取り組めるよう、理解促進に向けた平常時からの働きかけが重要である。
- ・市の女性管理職登用に関する評価については、従来のままではいつまでも数字が上がらないという事態が想定されるため、数字には表れにくい取り組みを含め評価してもよいと思う。
- ・今後の地域社会の状況は人口減少、高齢化の課題は避けられず、市の基本計画である「八王子未来デザイン2040」では、地域でできることは地域で解決していくという「地域自治」が示されている。町会・自治会への女性の参画率が低い中、男女が共同して「地域自治」に対応していくためにも、地域の根幹である町会・自治会のリーダー的役割を担う人材に女性が参画することが増えることも必要である。

## ■ 今後の方向性

- ・男女共同参画の推進には、あらゆる分野で男女が対等な立場で参画することが重要である。
- ・様々な分野で活躍する女性は増えているが、引き続き各分野への女性の参画、そして政策や方針の意思決定過程への参画を進め、様々な視点によりイノベーションを生み出すことが大切であることを周知していく。
- ・市が設置する附属機関等において女性の割合がなかなか向上しない中、参画率が目標値に達していないことでの所管へのヒアリングの際に参画できる要素がないか働きかけていきたい。

めざす姿2	男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会	取組事業数
		57件

配偶者等からの暴力をはじめとしたすべての暴力は重大な人権侵害であり決して許されるものではないという認識を深め、男女が互いに人権を尊重し、暴力のない社会をめざします。

重点課題3 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶									
指標		平成24年度 (策定当初)	平成29年度 (中間)	現状値 (最終)	目標値	市の 評価	評価に関する市の考え方	審議会 の評価	審議会の意見
5	配偶者等から何度も暴力を受けたことがある人の割合	20.9% (※1)	21.2% (※2)	10.8% (※3)	0%	B	目標値には達していないが、現状値が約半分まで減少しているため	B	市の評価は妥当
6	配偶者等から一、二度暴力を受けたことがある人の割合	30.4% (※1)	28.8% (※2)	9.3% (※3)	0%	B	目標値には達していないが、現状値が大幅に減少しているため	B	市の評価は妥当
参考数値		平成24年度 (策定当初)	平成29年度 (中間)	現状値 (最終)					
市職員のDVに関する研修への参加者数（被害者への二次加害防止）		47人 (※4)	76人 (※4)	20人 (※4)					
女性のための相談件数 (男女共同参画センター)		2,202件 (※4)	2,662件 (※4)	2,345件 (※4)					

※1 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成24年度）

※2 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成29年度）

※3 市公式LINEにより実施した男女共同参画に関するアンケート調査（令和6年6月）

※4 当該年度ごとに男女共同参画課が府内関係所管に調査

## ■ 計画改定時の課題

ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DV等の暴力は、女性が被害者となることが多く、この背景には性別による固定的な役割分担意識が根強く残り、その意識が社会の仕組みに深く入り込んでいることや、配偶者等からの暴力を容認しがちな社会風土などがあると考えられます。法の整備により、DVについての認知は一定程度すすみましたが、配偶者等からの暴力は、依然として大きな問題です。また、被害が深刻化するケースや男性の被害も増えています。さらに、近年、高校生や大学生などにおけるデートDVが問題となっています。若年層への情報提供と意識啓発によるデートDVの防止、暴力の根絶に向けた一層の意識啓発、関係機関の連携による被害者保護と支援の強化が求められています。

## ■ 令和5年度（2023年度）の取組状況

### 重点課題3 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

#### 取組14 DVを防止するための意識啓発と情報提供の充実

- ・「女性に対する暴力をなくす運動」週間にパネル展、図書館と連携した関連図書展示、各種媒体を利用した広報活動、DV被害者への支援物資の提供を実施。
- ・大学生等へのDVを防止に向けた普及啓発を実施。
- ・DVに関する相談、性犯罪・性暴力被害者に向けた相談窓口等の情報や東京都や近隣市町村が開催するDV関連の講演会をホームページで周知。  
(男女共同参画課)

#### 取組15 デートDVを防止するための意識啓発と情報提供の充実

- ・「大学コンソーシアム八王子」発行の新入生向け情報誌「BIG WEST 2023」に、デートDVに関する記事を掲載。  
(学園都市文化課)
- ・大学生等へのDV、デートDV防止に向けた普及啓発を実施。
- ・高校生・大学生向けにデートDVに関するパンフレット等を配布。
- ・東京都等が開催するWeb研修等に男女共同参画センター相談業務担当職員が参加。
- ・「若年層の性暴力被害予防月間」の情報やデートDV防止啓発冊子（デジタル版）をホームページで周知。  
(男女共同参画課)

#### 取組16 関係所管職員の理解を深めるための研修等の実施

- ・DV被害者をサポートする窓口職員や関連職場の職員への研修を実施。  
(男女共同参画課)

#### 取組17 被害者の早期発見と支援のための相談の実施

- ・女性のための総合相談、専門相談を実施。
- ・女性相談に關し、クリエイトホール内やイベント開催時等で周知。
- ・被害者の早期発見に向けた出張相談を開催。
- ・人権相談、特設人権相談において、性別にかかわりなく相談者の視点に立った対応を実施し、必要に応じ関係機関を紹介。
- ・高齢者虐待防止研修を実施。
- ・委託相談事業所と連携し相談体制を整備し、DVや虐待の防止と支援を実施。
- ・電話・面接相談を通じて状況に応じた助言や情報提供を実施。
- ・警察、東京都女性相談センター等と連携した緊急一時保護の実施。
- ・相談員の能力向上に向け、東京都や婦人連絡会による研修への参加
- ・電話相談や家庭訪問などの保健事業を通し、DVが疑われる場合には関係機関による支援を実施。 (大横・東浅川・南大沢保健福祉センター)
- ・保健師による相談、必要に応じて精神科専門医による相談（予約制）を実施。
- ・子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関として、支援対象児童等についての情報共有や支援を実施。 (子ども家庭支援センター)
- ・母子・父子自立支援員による相談において、DVの悩み等に関する助言や情報提供を行うとともに婦人相談員へ繋いだ。 (子育て支援課)
- ・総合教育相談室における配偶者暴力がある相談ケースでは、心のケア、対応の助言、関係機関と連携した支援を実施。
- ・相談員対象に、スーパーバイザーによる事例検討会や医師等による事例検討会を実施。 (教育指導課)

#### 取組18 被害者の安全確保のための支援

- ・生活支援ショートステイ事業や緊急一時保護事業を実施。
- ・高齢者虐待防止研修を実施。
- ・被虐待者の安全確保のための一時保護を実施。
- ・警察等の関係機関と連携した緊急一時保護の実施。
- ・住民基本台帳支援措置（閲覧等制限）や同伴児童の転校手続きを支援。 (生活自立支援課)

#### 取組19 民間シェルターへの運営支援による被害者の安全確保

- ・DV被害者緊急一時保護事業を実施。
- ・DV被害者等への物資提供を全所管に呼びかけ。 (男女共同参画課)

#### 取組20 外国人被害者のための通訳等の支援

- ・「在住外国人のためのサポートデスク」におけるDV相談の実施。
- ・DV被害者相談における「語学ボランティア」等の派遣やテレビ電話通訳の活用。
- ・DVに関する内容を外国人向け情報誌へ掲載。
- ・男女共同参画センターの相談案内パンフレットの翻訳版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、タイ語、タガログ語）作成、配架。 (多文化共生推進課) (男女共同参画課)

#### 取組21 住民基本台帳事務における支援措置

- ・申出や他市からの通知に基づき支援措置を実施。
- ・警察、関係機関との情報交換と連携。 (市民課)

<b>取組2 2 児童・生徒の安全確保と就学に関する支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民登録が行えないDV被害者への就学手続きを支援。</li> <li>・関係機関の紹介や就学援助制度の案内を実施。</li> </ul>	(学務課)
<b>取組2 3 被害者の就労等における支援の実施</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪・性暴力被害者への相談窓口等の情報をホームページで周知。</li> <li>・東京しごと財団、八王子公共職業安定所と共に、再就職支援セミナーを開催。</li> <li>・就労支援員等によるDV被害者の自立に向けた面談を実施。</li> <li>・関係機関と連携し自立支援を実施。</li> <li>・避難先相談機関と早期就労に向け支援方針を共有。</li> <li>・ひとり親家庭の親への就業相談、就労生活相談窓口での就業支援を実施。</li> </ul>	(男女共同参画課) (生活自立支援課) (子育て支援課)
<b>取組2 4 被害者の子育てに関する手当支給の手続きに対する支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺棄、DV保護命令による児童扶養手当の支給。</li> </ul>	(子育て支援課)
<b>取組2 5 被害者の国民健康保険加入等の手続きに対する支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連絡調整や情報提供による支援の実施。</li> </ul>	(保険年金課)
<b>取組2 6 被害者の住宅に関する支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係所管との連携、情報共有を図り、DV被害者に住宅に係る支援制度を説明。</li> </ul>	(住宅政策課)
<b>取組2 7 保育所、学童保育所等の入所に関する支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係所管・機関と連携し、保育施設への入所手続き相談において適切な判断ができるよう助言。</li> <li>・DV被害者の自立や生活の安定に向け、学童保育所入所に関し支援を実施。</li> </ul>	(保育幼稚園課) (放課後児童支援課)
<b>取組2 8 配偶者暴力相談支援センター機能の検討</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者支援関係機関担当者会において、具体的な支援内容を情報共有。</li> <li>・DV相談の情報を必要に応じ関係所管へ提供・連携することで、DV被害者の事情に合わせた対応を実施。</li> </ul>	(男女共同参画課)
<b>取組2 9 警察・女性相談支援センター等関係機関との連携</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者支援連絡会を実施。</li> </ul>	(男女共同参画課)
<b>取組3 0 DV被害者支援を行う民間団体への支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者支援団体への活動場所の提供、活動内容の周知。</li> </ul>	(男女共同参画課)

## ■ 男女共同参画推進審議会委員の意見

### 取組15 デートDVを防止するための意識啓発と情報提供の充実

- ・デートDV防止啓発冊子を作成し令和6年度で冊子を中学生に配布したことだが、生徒が自分ごととして考えられるよう効果的な配布方法も取り入れられるとよい。

### 取組16 関係所管職員の理解を深めるための研修等の実施

- ・市には多くの相談窓口がある中、DVは命にかかわることがあり、よりよい支援のための連携に関し関係職員に理解を深めてもらえる研修や相談を受けるにあたりDVとは何かについて深く理解していることが大切である。また、担当所管以外の相談につなげられる連携ができる仕組みもできるとよい。

### 取組17 被害者の早期発見と支援のための相談の実施

- ・女性相談に関するチラシがクリエイトホールをはじめ市役所本庁舎、市民センターなどの公共施設内女子トイレに置かれているが、相談先を周知でき、持ち帰りもできるためよい取り組みである。東京都が実施しているものだがLINE相談もできるため相談に踏み出すハードルを下げることができると思う。
- ・DVに関する情報を外から入手できることで、今置かれている自分の状況に気づいたり意識することにつながる。相談につながるためには、電話や対面以外の方法が進められるとよりよいと思われる。

### 全 体

- ・多くの取組が行われていることは評価できることだが、各取組が単発的に終わることなく取組の反省点や好事例を他でも活かせることが望ましい。

## ■今後の方向性

- ・ドメスティック・バイオレンス(DV)や性別に起因する暴力(性犯罪・性暴力など)は、男女共同参画社会の実現を阻害する要因であり、対象の性別を問わず重大な人権侵害である。このことを十分に認識した取組が必要である。
- ・DVは人目に触れにくい家庭という場で起こることが多く、被害者がDVであることを自覚せず、周囲も気づかずに入り組んで深刻化するため、孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための周知をしていく。
- ・職員などがDVに関する理解を深めるために、今後、全職員対象のeラーニングによる研修を実施する。
- ・配偶者等から暴力を受けたことのある人の割合を聞いた設問では、DVを身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要等としているが、どの程度でDVであるととらえるかは個々人の感覚となるため、DVについての周知が必要であると考える。
- ・デートDV啓発冊子の配付を令和6年度から中学3年生対象に開始する。毎年、継続的な配付を予定しており、教育委員会と連携し効果的な配付を検討する。

重点課題4 困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくり									
指標		平成24年度 (策定当初)	平成29年度 (中間)	現状値 (最終)	目標値	市の 評価	評価に関する市の考え方	審議会 の評価	審議会の意見
7	セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合	8.0% (※1)	7.7% (※2)	36.0% (※3)	0%	C	セクシュアル・ハラスメントの認識に変容が見られることが聞こえているが、現状値が大幅に増加したため	C	市の考えに加え、現状値の調査回答者で女性の割合が多いことから、数値が高くなつたとも考えられる。 市の評価は妥当

※1 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成24年度）

※2 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成29年度）

※3 市公式LINEにより実施した男女共同参画に関するアンケート調査（令和6年6月）

## ■ 計画改定時の課題

男女が互いに人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる環境をつくることは、男女共同参画社会を実現していく上で必要不可欠なことです。しかし、近年では、性の商品化の問題、セクシュアル・ハラスメント等に加え、「アダルトビデオ出演強要問題」や「JKビジネス問題」など若年層を対象とした性暴力は多様化している実態があり、人権を侵害する深刻な社会問題となっています。また、社会や経済の急速な変化による非正規雇用やひとり親世帯の増加など、幅広い層で貧困など生活上の困難を抱える人の増加が見られます。さらに、性的指向や性自認などによる性に関する偏見や差別により、困難な状況に置かれている人がいます。

さまざまな理由から困難な状況に置かれている人が安心して暮らせるようになるためには、社会のあらゆる分野における男女共同参画の視点を踏まえて取組を進めていく必要があります。

## ■ 令和5年度（2023年度）の取組状況

重点課題4 困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくり	
取組3 1 女性のための相談の実施及び関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>・女性のための総合相談、専門相談を実施。</li><li>・生活困窮、生きづらさを抱えた女性への早期相談窓口を設置。</li><li>・困難を抱えた女性が安心して生活できる地域づくりに向け、関係機関・団体等と連携。</li><li>・就業・家計専門員による家計相談、弁護士による養育費等の法律相談を開催。</li></ul>
	(男女共同参画課) (生活自立支援課) (子育て支援課)
取組3 2 性暴力の防止及び性暴力被害から若年層を守るための意識啓発と情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・性暴力防止に関する情報を男女共同参画センター内に配架。</li><li>・「アダルトビデオ出演強要」「JKビジネス」「性暴力・性犯罪」に関する被害事例や相談窓口等の情報をホームページで周知。</li><li>・「大学コンソーシアム八王子」発行の情報誌「BIG WEST」にデートDV予防啓発文を掲載。</li><li>・「若年層の性暴力被害予防月間」の情報をホームページで周知。</li><li>・SNS利用の注意喚起を含むリーフレットを作成し、学校や関係団体に配布。</li><li>・青少年育成指導員による巡回パトロールを実施。</li></ul>
	(男女共同参画課) (青少年若者課)
取組3 3 性の商品化やメディアリテラシー等についての意識啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・若年層の性暴力被害予防月間に「アダルトビデオ出演強要」「JKビジネス」等の問題、SNSを起因とする性被害などに関する情報をホームページ、SNSで提供、男女共同参画センターや若者総合相談センターで啓発ポスターを掲示。</li></ul>
	(男女共同参画課)
取組3 4 セクシュアル・ハラスメント等防止についての意識啓発と情報提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・セクシュアル・ハラスメントの情報を男女共同参画センター内に配架。</li><li>・東京都が開催する「ハラスメント発生時に企業がとるべき対応と再発防止策」をホームページで周知。</li><li>・全職員対象にハラスメント防止eラーニング研修、管理職対象にハラスメント防止研修を実施。</li><li>・厚生労働省が定める「職場のハラスメント撲滅月間（12月）」にあわせ、周知・啓発等を実施。</li><li>・新規採用職員に相談方法やハラスメント研修内容を周知。</li></ul>
	(男女共同参画課) (安全衛生管理課)
取組3 5 性的指向・性自認についての調査・研究	<ul style="list-style-type: none"><li>・国・都・他自治体の動向を注視しながらの調査・研究、現状把握。</li></ul>
	(総務課)
取組3 6 性的指向・性自認についての意識啓発と情報提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・LGBT電話相談の実施、チラシの配架。</li><li>・性的マイノリティへの理解を深めるための職員研修を実施。</li><li>・東京都が開催するセミナーをホームページで周知。</li><li>・「大学コンソーシアム」発行の情報誌「BIG WEST」に、LGBT電話相談を掲載。</li><li>・フラワーフェスティバル由木、いちょう祭り、窓口で啓発チラシ等を配布。</li></ul>
	(男女共同参画課) (総務課)

## ■ 男女共同参画推進審議会委員の意見

### 取組3 2 性暴力の防止及び性暴力被害から若年層を守るための意識啓発と情報提供の充実

- ・子どもが性被害を受けた場合、何が起きているのかを理解できなかったり、相談しにくいことにより潜在化してしまう。気づいたり、相談を受けたりするのは、親や学童保育所、学校の先生など身近な大人であり、その大人が戸惑うことなく対応できるためには、性被害が判明した際の相談先が周知されていることが大切である。

### 取組3 4 セクシュアル・ハラスメント等防止についての意識啓発と情報提供

- ・e ラーニング研修は、個々で受講する場合は片手間になつたり受けっぱなしで終わつたりすることがあるため、効果を高めるためには複数人で受講し振り返りのための話し合いなどを行う工夫が大切である。

## ■ 今後の方向性

- ・女性をめぐる課題には、性暴力や性的虐待、性的搾取などの性的な被害とそれらを起因とする予期せぬ妊娠・不安定な就労状況、経済的な困窮など、複雑化、多様化、複合化している。このことを踏まえた取組をしていかなければならない。
- ・困難な問題を抱える、またはそのおそれのある女性は、自らの意思が尊重され、置かれた状況に応じたきめ細やかな継続した支援を受けられることが大切である。できる限り早く相談・支援が受けられるように、様々な機関と連携し、適切な情報提供を行っていく。
- ・子どもたちが性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、子どもの頃からの発達段階に応じた正しい知識をつけられるように啓発を行っていく。
- ・データDV啓発冊子の配付を令和6年度から中学3年生対象に開始する。毎年、継続的な配付を予定しており教育委員会と連携し効果的な配付を検討する。

重点課題5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の確立									
指標		平成24年度 (策定当初)	平成29年度 (中間)	現状値 (最終)	目標値	市の 評価	評価に関する市の考え方	審議会 の評価	審議会の意見
8	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉の認知度	2.6% (※1)	2.6% (※2)	19.5% (※3)	10%	B	現状値が目標値を超え、良好に進捗しているが、まだ周知の必要性はあるため	B	継続した周知を希望し、市の評価は妥当
9	乳がん検診の受診率	30.2% (※4)	48.1% (※5)	46.4% (※6)	50%以上	B	目標値には達していないが、新型コロナの影響で受診控えがありながらも徐々に増加してきているため	B	市の評価は妥当
10	子宮頸がん検診の受診率	35.0% (※4)	40.7% (※5)	38.6% (※6)	50%以上	B	目標値には達していないが、新型コロナの影響で受診控えがありながらも徐々に増加してきているため	B	市の評価は妥当

※1 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成24年度）

※2 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成29年度）

※3 市公式LINEにより実施した男女共同参画に関するアンケート調査（令和6年6月）

※4 平成22年度八王子市がん予防・がん検診に関する調査（40歳～69歳のデータを分析）

※5 平成28年度八王子市がん予防・がん検診に関する調査（40歳～69歳のデータを分析）

※6 令和5年度八王子市がん予防・がん検診に関する調査（40歳～69歳のデータを分析）

## ■ 計画改定時の課題

リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、女性自身が自らの体と健康に関する正しい知識を持ち、カップルや個人が子どもを産むかどうか、産むとしたらいつ、何人産むのかといった、性と生殖について自己決定する権利を持つというものであり、妊娠・出産を含む性の問題を女性の人権にかかわる問題としてとらえる考え方です。女性が自らの性に対して主体的な生き方を選ぶことができる社会が求められている中、女性は思春期から妊娠・出産期など生涯を通じて男性とは異なる特有の生理的機能を有しており、ライフステージにあわせた女性の健康づくりへの支援が必要となります。

## ■ 令和5年度（2023年度）の取組状況

重点課題5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の確立	
取組37 女性の健康づくりに関する普及啓発	
・東京都開催の「働く女性のメンタルヘルス講演会」をホームページで周知。	(男女共同参画課)
・健康フェスタ・食育フェスタを通した普及啓発や女性特有の疾病に関しホームページでの情報発信。	
・市内大学で女性の健康に関する普及啓発と情報発信。	(保健総務課)
・がん検診無料クーポン券、受診勧奨・再勧奨通知を送付。	
・両中核病院と共に「働き世代の自分や家族が今備えておきたいがんの正しい知識」に関する講演会を実施。	
・両中核病院のがん相談支援センターによる個別相談会、市内大学によるアピアランス <sup>3</sup> 相談やウィッグの説明等の実施。	(成人健診課)
・妊娠期の教育（パパママクラスほか）の際に、母（及びパートナー）の健診の必要性や生活習慣の改善等を説明。	
・産婦健康診査費用助成事業を開始し、産後間もない産婦への診察やメンタルヘルスアンケートにより必要な産婦を早期支援。	
・あかちゃん訪問時に産後うつ病質問票を導入し、産婦への心理面での支援を強化。	
・乳幼児健診において、健康に過ごせるよう特定健診、がん検診を推奨。	
・女性の健康相談を開催。	(大横・東浅川・南大沢保健福祉センター)
取組38 女性の健康づくりに関する支援	
・がん検診無料クーポン券の送付やがん検診の受診勧奨・再勧奨を通知。	(成人健診課)
・特定不妊治療費助成を実施。	
・エイズ・ピア・エデュケーター <sup>4</sup> とともに、駅前や大学構内でHIV・性感染症予防のパンフレット・コンドームの配布を通じた普及啓発。	
・HIV・性感染症検査の無料検査、相談を実施。	(保健対策課)
取組39 学習指導要領に基づいた適正な性教育の実施	
・学習指導要領の趣旨を踏まえた性教育を通し、児童・生徒の性に関する正しい知識習得に努めた。	
・性教育の適正な実施に向け市立小・中学校に性教育の全体計画及び年間指導計画の作成を義務付け、児童・生徒の発達段階に応じた指導を継続。	
	(教育指導課)
取組40 思春期からの性にかかる健康と妊娠・出産についての意識啓発と情報提供	
・男女共同参画週間での講演会の開催や都内保健所職員対象の母子保健研修での八王子市の取組に関する報告を実施。	(男女共同参画課)
・オンラインを活用し「妊婦さん・赤ちゃん親子とのふれあい交流」を市内公立中学35校で実施し、学校関係者の協力を得られた場合は、実会場でふれあい体験を実施。	(子どものしあわせ課)

<sup>3</sup> アピアランス

治療によって起こる外見の変化に対して、患者の悩みに対処し、支援すること。

<sup>4</sup> エイズ・ピア・エデュケーター

同年代の仲間が集い、エイズの予防、命の大切さ、共に生きることの大切さなどを一緒に学び、考え、周囲の仲間に伝えていく普及啓発活動を展開していく仲間のこと。

#### 取組4 1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の実施

- ・母子健康手帳交付時に「親と子の保健バッグ」を配布し、健康に関する情報提供を実施。
- ・妊婦面談を受けた市民への「はちベビギフト」「出産応援ギフト」の配布や妊娠期の講座として「パパママクラス」等を実施。
- ・産後ケア事業として4類型を実施し、令和5年（2023年）12月から産前からの申請を可能にし、利用料金の減免を実施。  
(大横・東浅川・南大沢保健福祉センター)
- ・子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関として、支援対象児童等の情報共有、支援を実施。（子ども家庭支援センター）

#### ■ 男女共同参画推進審議会委員の意見

##### 取組3 7 女性の健康づくりに関する普及啓発

##### 取組3 8 女性の健康づくりに関する支援

- ・学園都市である八王子市が大学と一緒に男女共同参画に関する取り組みを行っていることはよい試みである。大学には男女共同参画推進室やダイバーシティ推進戦略本部などの部署が設置されているため、大学コンソーシアム八王子を通じて当該部署に直接アプローチすることで若い世代とのつながり、周知啓発が行えると思う。

#### 取組4 1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の実施

- ・産後ケアの推進は、産後、誰からの助けも受けられない家庭があるため、安心して子どもを産むことができるという認識につながる支援だと思う。
- ・産後ケアについては、宿泊型を実施する病院が少ないとや訪問型では訪問できる場所に限りがあり件数が増えない状況にあると聞く。産後ケアにより体調が回復したということを聞いており、安心した子育てにもつながるためより充実が図られるとよい。

#### 全 体

- ・指標8「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」という言葉の認知度の目標値の設定だが、女性にとって大切なことなので、もう少し高くてよかったです。
- ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツという言葉は言いにくかったりするため世間的には浸透していない。言葉を知ってもらうためにも言葉を咀嚼し啓発を続けてほしい。

#### ■ 今後の方向性

- ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、性の問題、思春期の問題、妊娠、出産、中絶、避妊、不妊、性感染症、更年期障害、また性暴力や売買春などの幅広い問題を含むため、男女が共に高い関心を持ち、正しい知識・情報を得て、認識を深めていくことが大切である。
- ・教育の場においては、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解し、生命を大切にする考え方や自分や相手、一人ひとりを尊重する態度などを発達段階に応じて身につけることが大切であるため、教育委員会と連携を強化していきたい。
- ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知については、DVや女性の健康に関する周知啓発とともに実施していきたい。
- ・大学コンソーシアム八王子を通じて学生には市との協働やボランティアへの参加など、市政に協力いただいている。男女共同参画施策への協力を含め引き続きお願いしていきたい。

めざす姿3	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会	取組事業数
		42件

男女が共に自分らしい生き方を選択でき、あらゆる世代においてワーク・ライフ・バランスが実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会をめざします。

重点課題6 ワーク・ライフ・バランスの実現のための意識づくり									
指標		平成24年度 (策定当初)	平成29年度 (中間)	現状値 (最終)	目標値	市の 評価	評価に関する市の考え方	審議会 の評価	審議会の意見
11	理想の生活と現実の生活 が一致している人の割合	17.8% (※1)	39.3% (※2)	43.5% (※3)	50%	B	目標値には達してはいない が平成24年度からは順調 に進展しているため	B	市の評価は妥当
12	家事を男性・女性両方で 平等に担っている人の割 合	13.5% (※1)	14.9% (※4)	21.2% (※5)	40%	B	目標値には達してはいない が平成24年度からは進展 しているため	B	市の評価は妥当

※1 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成24年度）

※2 平成29年（2017年）市政世論調査

※3 令和5年（2023年）市政世論調査

※4 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成29年度）

※5 市公式LINEにより実施した男女共同参画に関するアンケート調査（令和6年6月）

## ■ 計画改定時の課題

性別や年代にかかわらずだれもが個性や能力を十分に発揮し、一人ひとりが自分らしい生き方を選択するためには、仕事だけでなく家庭生活や地域活動など、個人の時間を持つことができるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進していくことが必要です。一人ひとりが各々のライフステージにおいて、自らに合った仕事と家庭生活や地域活動などへのかかわり方を選択していくことが重要です。

ワーク・ライフ・バランスを実現するには、市民がワーク・ライフ・バランスについての理解を深めるだけでなく、事業者がワーク・ライフ・バランスの重要性を理解し、主体的に労働環境を整えるための取組をすることが必要です。

## ■ 令和5年度（2023年度）の取組状況

<b>重点課題6 ワーク・ライフ・バランスの実現のための意識づくり</b>
<b>取組4 2 ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍を推進するための意識啓発と情報提供</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・父親の育児休業取得促進リーフレットを母子手帳と合わせて配布。</li> <li>・ワーク・ライフ・バランスの情報、東京都や都内の区市が開催する講座をホームページで周知。</li> <li>・講演会の実施、男女雇用平等セミナーや女性しごと応援キャラバン in 八王子を共催。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(男女共同参画課)</p>
<b>取組4 3 ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進のための関係法規等の周知と意識啓発</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣市町村が開催する講演会や東京都開催の講座をホームページで周知。</li> <li>・事業主・人事労務担当者・労働者対象の働く人のための労働法や雇用管理等のセミナーを後援。</li> <li>・ウェブサイト「はちおうじ就職ナビ」により企業に対し情報を提供。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(男女共同参画課) (産業振興推進課)</p>
<b>取組4 4 ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍を推進する企業の紹介と支援</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・性別を問わず、いきいきと活躍するための取組実施企業をホームページで紹介。</li> <li>・子育て応援サイトや子育てガイドブックで子育て応援企業におけるワーク・ライフ・バランス支援の取組を紹介。</li> <li>・公共工事の入札にあたり、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を総合評価方式の対象案件として評価するため、評価項目（選択項目）に「男女共同参画の推進状況」を設定。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(男女共同参画課) (子どものしあわせ課) (契約課)</p>
<b>取組4 5 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女が共に生きるまち八王子プラン」に基づき全所管で取組むべき一覧表の掲示を依頼し、ワーク・ライフ・バランス推進を働きかけた。</li> <li>・ワーク・ライフ・バランスの推進目標として「(1) 全職員が年次有給休暇を年間13日以上取得する (2) 全職員の年間時間外勤務時間数を360時間以内にする」を定め、各所管の共通目標とした。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(男女共同参画課) (安全衛生管理課)</p>
<b>取組4 6 育児休業及び介護休暇制度の周知と取得に向けた職場の環境づくり</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女が共に生きるまち八王子プラン」に基づき「性別によらない職務分担」や「ワーク・ライフ・バランスの推進」に向けた取組一覧表を作成し全所管に周知。</li> <li>・東京都が開催する「育児パパ・ママの就職復帰セミナー」をホームページで周知。</li> <li>・市職員の育児休業復職者支援セミナーの実施や男性職員の育児休業取得率の向上に努めた。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(男女共同参画課) (職員課・労務課)</p>
<b>取組4 7 男性に対する家事・育児・介護に関する知識習得のための講座等の実施</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣市が開催する講座をホームページで周知。</li> <li>・男性が育児など家庭生活における役割を主体的に果たせるよう、子ども・若者育成支援センターで知識や子どもとのふれあいの機会を提供し、父親の参加を推奨する行事を開催。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(男女共同参画課) (青少年若者課)</p>
<b>取組4 8 育児に参画するための妊娠期からの講座等の実施</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届出時に父親ハンドブックを配付。</li> <li>・妊娠期の講座への父親の参加を促進。</li> <li>・父親の役割等をパパママクラス等で情報提供。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(大横・東浅川・南大沢保健福祉センター)</p>
<b>取組4 9 地域活動への参画を促すための機会の提供</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動の中心となる人材育成のための講座「はちおうじ志民塾」を開催。</li> <li>・地域で活動する団体とのマッチングを地域デビューパーティー802において実施。</li> <li>・生涯学習活動の支援に係る259講座や134の出前講座と生涯学習コーディネーターの養成講座を開催。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(協働推進課) (学習支援課)</p>

## ■ 男女共同参画推進審議会委員の意見

取組4 2 ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍を推進するための意識啓発と情報提供

取組4 3 ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進のための関係法規等の周知と意識啓発

- ・ワーク・ライフ・バランスに関する認識は随分と進展してきているが、意識啓発については継続的かつ地道に行われることが望ましい。

取組4 4 ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍を推進する企業の紹介と支援

- ・モデルケースを数多く提示することで視点が広くなるため、性別を問わずいきいきと活躍できる企業の紹介は引き続き進めるべきである。
- ・ワーク・ライフ・バランスを実現していくには、市民の理解と共に、企業がその重要性を理解し主体的に労働環境を整えるための取組が重要である。市内企業の取組を紹介することや公共工事の入札において評価項目を設けていることは大切である。八王子市が男女共同参画に力を入れていることがアピールできるため引き続き取り組んでいただきたい。

取組4 5 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

取組4 6 育児休業及び介護休暇制度の周知と取得に向けた職場の環境づくり

- ・「男女が共に生きるまち八王子プラン」に基づいた取組の周知を今後も継続していくことが必要である。
- ・市職員の育児休業者復帰支援研修はとても大事であり、さらに休業中に希望があればオンライン研修などを受講できる仕組みも検討する必要があるかもしれません。
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進には、業務の見直しや効率化等も同時に行われなければ、どこかに無理や歪みが生じかねないと危惧する。そのような取り組みをしているならば、大いに評価してよいと考える。

取組4 7 男性に対する家事・育児・介護に関する知識習得のための講座等の実施

取組4 8 育児に参画するための妊娠期からの講座等の実施

取組4 9 地域活動への参画を促すための機会の提供

- ・若い世代の男性の家事・育児・介護への抵抗が少ないとの調査結果があり、男女共同参画がかなり浸透してきている。実際にまちで見かける若い世代の家族は、当たり前のように子どもと関わっていると感じるのでこのような施策を継続することは大切である。
- ・様々な活動グループの参加率が少ないとの調査結果がある中、生涯学習活動の講座など引き続き市民に情報が届く手法を工夫しながら継続することが必要である。
- ・近隣市の男女共同参画関連の開催講座を市のホームページに掲載することはとてもよい試みである。
- ・「育児に参加するための妊娠期からの講座等の実施」において、妊娠届出の際に父親ハンドブックを配布することは妻も夫も母親、父親になることを感じてもらえるよい取り組みである。

全 体

- ・ワーク・ライフ・バランスの取り組みを、様々なところで丁寧に取り組んでいて素晴らしい。
- ・ワーク・ライフ・バランスは、男女が共に自分らしい生き方が選択でき、あらゆる世代においてそれを実現し男女が安心していきいきと生活できる社会をめざすものである。様々な価値観を大切にするためにも、それぞれの場でのコミュニケーションが必要になってくる。
- ・個々の取り組みが単発的な実施に終始していないかが気になっており、個々の取り組みは、その範囲に留まることなく、同じ目標の下で展開されている他の事業と有機的に関連付けられることで、その成果・効果が全体的な評価へと昇華することが期待される。

## ■ 今後の方向性

- ・男女が共に自分らしい生き方を選択でき、ライフステージに応じて能力を十分発揮するためには、仕事と家庭とのバランスがとれるよう社会における支援を充実し、ワーク・ライフ・バランスを推進していくことが重要である。
- ・働く場等においては、男女が共に活躍できる社会環境にするため、多様な働き方の定着や子育て・介護等と仕事を両方することができる支援をする環境の整備など、ワーク・ライフ・バランスのために周知啓発を継続していく。

重点課題7 男女が共にいきいきと働くための環境の形成									
指標		平成24年度 (策定当初)	平成29年度 (中間)	現状値 (最終)	目標値	市の 評価	評価に関する市の考え方	審議会 の評価	審議会の意見
13	保育施設の待機児童数	—	56人 (※1) 平成30年4月	15人 (※1) 令和6年4月	0人	B	現状値は15人まで減少してはいるが未だ待機児童がいるため	B	市の評価は妥当
14	育児休業制度を利用したかったができなかった人の割合	13.4% (※2)	12.7% (※3)	10.2% (※4)	5%	B	現状値は目標値には達していないが割合は減少傾向にあるため	B	市の評価は妥当
15	介護休業制度を利用したかったができなかった人の割合	12.7% (※2)	8.2% (※3)	8.6% (※4)	5%	B	現状値は目標値には達していないが平成24年度より減少しているため	B	市の評価は妥当
参考数値		平成24年度 (策定当初)	平成29年度 (中間)	現状値 (最終)					
都内事業所における女性の平均勤続年数		8.4年 (※5)	9.0年 (※6)	9.2年 (※7)					
市男性職員の育児休業取得率		0% (※1)	25.9% (※1)	68.8% (※1)					
母子家庭自立支援プログラム件数		—	64人 (※1)	31人 (※1)					
学童保育所における待機児童数の推移		—	172人 (※1) 平成30年4月	0人 (※1) 令和6年4月					
保育施設における一時保育実施施設 ※認可保育所、認定こども園、家庭的保育、小規模保育及び事業所内保育の5施設の数		19施設 (※1)	25施設 (※1)	25施設 (※1)					

ショートステイを実施している事業所 ※医療施設、小規模多機能型居宅介護を含む	27施設 (※1)	56施設 (※1)	62施設 (※1)				
---	--------------	--------------	--------------	--	--	--	--

※1 当該年度ごとに男女共同参画課が府内関係所管に調査

※2 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成24年度）

※3 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成29年度）

※4 市公式LINEにより実施した男女共同参画に関するアンケート調査（令和6年6月）

※5 平成24年度東京都男女雇用平等参画状況調査

※6 平成29年度東京都男女雇用平等参画状況調査

※7 令和5年度東京都男女雇用平等参画状況調査

## ■計画改定時の課題

人々の価値観やライフスタイルが多様化し、自らの望むスタイルで生活したいと考える人が増える一方、結婚や出産を機に退職する女性の割合は依然として高く、男性の仕事優先の働き方も続いている。女性の能力が仕事を通じ社会で十分に活かされることは、女性にとっても社会にとっても大きな損失です。多様な働き方を支援するための取組のうち、子育て支援については、保育施設の待機児童は年々減少するなど、一定の効果も見られますが、女性が出産や子育ての時期に離職することなく、家庭生活と仕事を両立できるよう、子育て支援のさらなる充実が求められています。さらに、近年は仕事と介護の両立が男女ともに大きな課題となっています。今後は、子育て支援とともに介護への支援の充実や、働き続けたい女性が働き続けることができ、キャリアを形成するための環境を整備していくことが必要です。

## ■ 令和5年度（2023年度）の取組状況

<b>重点課題7 男女が共にいきいきと働くための環境の形成</b>
<b>取組50 保育所等の受け入れ体制の充実</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・幼保連携型認定こども園へ移行するため、一部の認可保育所、企業主導型保育所へ施設整備補助を実施。</li><li>・保護者の就労状況に関わらずサービスを提供できるよう、一部の認可保育所、企業主導型保育所が幼保連携型認定こども園に移行。</li></ul> (子どもの教育・保育推進課)
<b>取組51 障害児保育、一時保育、病児病後児保育の充実</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・一時保育、巡回発達相談を実施。</li><li>・町田市・相模原市と締結している病児保育事業の広域連携協定を継続し、利用者の利便性向上を図った。</li><li>・「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」に基づき、民間保育所2園で新たに医療的ケア児の受入れを開始。</li></ul> (子どもの教育・保育推進課)(保育幼稚園課)
<b>取組52 ファミリー・サポート・センター事業の実施</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和5年度（2023年度）より子育てひろばで説明会を実施し登録の利便性を図った。</li><li>・提供会員の募集を各種広報媒体により周知。</li><li>・説明会（毎月開催）において緊急性のあるもの、配慮が必要なものは、個別対応や訪問登録を実施。</li><li>・提供会員への講習、フォロー研修等を実施。</li></ul> (子ども家庭支援センター)
<b>取組53 子どものためのショートステイ、トワイライトステイの充実</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ショートステイ、トワイライトステイを実施し、保護者と子どもの生活の安定を図った。</li><li>・ショートステイ養育協力家庭の募集PRを実施。</li></ul> (子ども家庭支援センター)
<b>取組54 学童保育所等の受け入れ体制の充実</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・計画的な施設整備、地域の方の協力や学校施設の活用により「学童保育所待機児童ゼロ」を達成。</li></ul> (放課後児童支援課)
<b>取組55 親子ふれあい広場、親子つどいの広場の充実</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・親子ふれあい広場、つどいの広場にて、地域の乳幼児とその保護者へ遊びや交流の場を提供。</li><li>・専門スタッフを配置し、子育て等の気軽な相談場所として情報提供・相談・助言等を実施。</li><li>・父親向けやプレママ・プレパパ向けの子育て講座等を開催。</li></ul> (子ども家庭支援センター)
<b>取組56 ひとり親家庭の就労に向けた支援の実施</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・東京都が開催する講座をホームページで周知。</li><li>・ひとり親家庭の親に就業・家計専門員による就業相談と就労生活相談窓口による就業支援を実施。</li><li>・母子家庭等就業・自立支援センター事業において、パソコン講座と各種オンラインセミナー、親子参加型セミナーの開催やテレワーク推進事業を実施。</li><li>・就業に向けた資格取得のため、母子家庭等自立支援給付金事業により自立に向けた支援を実施。</li></ul> (男女共同参画課)(子育て支援課)
<b>取組57 ひとり親家庭ホームヘルパーの派遣</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・日常生活を営むのに著しく支障のあるひとり親家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し生活の安定を支援。</li><li>・ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業を広報、ホームページ、メールマガジンで周知、相談時に事業紹介を実施。</li></ul> (子育て支援課)

<b>取組5 8 介護に関する知識の普及</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族介護者教室の開催を通じた意識づくりの推進、知識や技術の向上を図った。</li> <li>・介護に関する理解を深め知識や技術の向上を図るために、「はちおうじの介護保険」パンフレットを事務所や高齢者あんしん相談センターなどに配架し、情報を身近な地域で入手しやすくし、介護保険制度を周知。</li> </ul>	(高齢者福祉課) (介護保険課)
<b>取組5 9 高齢者、障害者のためのショートステイ、緊急一時保護の実施</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援ショートステイ事業、緊急一時保護事業の実施、老人福祉法に基づく措置。</li> <li>・介護者の負担軽減に向け、短期入所、認定短期入所、日中一時支援、在宅緊急一時保護、島田療育センター緊急一時保護を活用。</li> </ul>	(高齢者福祉課) (障害者福祉課)
<b>取組6 0 自立支援及び介護予防の促進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所型短期集中予防サービスの利用拡大に向け、サービス提供事業所を21に拡大したほか、パンフレット作成、ケアマネジャー対象の勉強会の開催、利用手続き簡便化に向けた検討・調整を実施。</li> <li>・通所型短期集中予防サービスの効果向上に向け、リハビリテーション専門職向け研修会等を開催。</li> <li>・歯科衛生士会や柔道整復師会等の団体と連携し一般介護予防教室を開催。</li> <li>・介護予防教室の開催による意識づくりの推進と知識や技術の向上を図った。</li> <li>・要介護・要支援防止のため、保健福祉センターや地域で講座等を実施。</li> <li>・市民や地域サロン等に「八王子けんこう体操」のDVDを配布、貸出。</li> <li>・健康づくりサポートのスキルアップのためフォロー講座を実施。</li> </ul>	(高齢者いきいき課) (高齢者福祉課) (大横・東浅川・南大沢保健福祉センター)
<b>取組6 1 就労支援のための講座等の実施と情報提供</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共職業安定所・産業振興推進課、公益財団法人東京しごと財団と共に就職支援を開催。</li> <li>・パートタイムセミナー、パソコン講習会の開催と託児の実施。</li> </ul>	(男女共同参画課) (産業振興推進課)
<b>取組6 2 女性の起業への支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都等が開催する使用者向けセミナーや起業相談の案内をホームページや男女共同参画センターで周知。</li> <li>・創業支援資金の融資あっ旋を実施。</li> </ul>	(男女共同参画課) (産業振興推進課)
<b>取組6 3 八王子しごと情報館での情報提供と就労支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワーク八王子と共に就職支援を開催。</li> <li>・市ホームページ等を活用したマザーズコーナーの周知、その利用者に対するハローワーク八王子と協働した就職支援。</li> </ul>	(男女共同参画課) (産業振興推進課)
<b>取組6 4 女性の就業継続やキャリア形成の促進への支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八王子学園都市大学「いちょう塾」での女性の就業支援やキャリア形成を促進するためのITや語学に関する講座等の実施。</li> <li>・東京都が開催するイベントをホームページで周知。</li> <li>・公共職業安定所・産業振興推進課と共に就職支援を開催。</li> <li>・講演会を開催。</li> <li>・事業主・人事労務担当者・労働者を対象にした働く人のための労働法や雇用管理等のセミナーを後援。</li> </ul>	(学園都市文化課) (男女共同参画課) (産業振興推進課)

## ■ 男女共同参画推進審議会委員の意見

### 取組5 1 障害児保育、一時保育、病児病後児保育の充実

- ・町田市・相模原市と締結している病児保育事業の広域連携協定や民間保育所における医療的ケア児の受け入れ開始などにより体制が整ってきているが、実際には定員が少なかったり、預けるための手続きが煩雑であったり、利用するには難しい現状もあるため、さらに使いやすい制度を検討していく必要がある。

### 取組5 2 ファミリー・サポート・センター事業の実施

### 取組5 3 子どものためのショートステイ、トワイライトステイの充実

### 取組5 4 学童保育所等の受け入れ体制の充実

- ・ファミリー・サポート・センター事業の内容が必要な人に届くように、子育てひろばなどの説明会等を実施することは効果的である。
- ・親子の生活の安定が図られる制度の充実は大切である。
- ・「学童保育所待機児童ゼロ」の達成は、働く親にとって安心して働ける要因となる。

### 取組5 5 親子ふれあい広場、親子つどいの広場の充実

### 取組5 6 ひとり親家庭の就労に向けた支援の実施

### 取組5 7 ひとり親家庭ホームヘルパーの派遣

### 取組5 8 介護に関する知識の普及

### 取組5 9 高齢者、障害者のためのショートステイ、緊急一時保護の実施

### 取組6 0 自立支援及び介護予防の促進

- ・親子つどいの広場などは、乳幼児と保護者が孤立しないためにもその役割は大きいため、親子に寄り添ったきめ細かい運営が望まれる。
- ・ひとり親家庭に向けた様々な制度について、必要な人に届くような情報の発信方法のさらなる検討は大切である。
- ・いざという時に困らないよう介護に関する相談先である「高齢者あんしん相談センター」を周知することは大切である。
- ・介護者の孤立を防ぐために、介護者の負担軽減は今後さらに力を入れていただきたい。

### 取組6 1 就労支援のための講座等の実施と情報提供

### 取組6 2 女性の起業への支援

### 取組6 3 八王子しごと情報館での情報提供と就労支援

### 取組6 4 女性の就業継続やキャリア形成の促進への支援

- ・必要な人が適切な支援制度を活用できるためには、市民が情報を得やすい場所に情報が集約されていることが必要である。

### 全 体

- ・男女が共に働きやすい環境になるよう、幅広い内容（子育て～介護）をフォローし、さらに推進できるとよい。
- ・人生100年時代を見据え、男女が健康な生活を実現し、学び続け、活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護が両立できる環境の整備を引き続き取り組む必要がある。
- ・ITが苦手である方でも様々な情報を身近な場所で得ができるようにすることが必要である。
- ・個々の取り組みが単発的な実施に終始していないかが気になっており、個々の取り組みは、その範囲に留まることなく、同じ目標の下で展開されている他の事業と有機的に関連付けられることで、その成果・効果が全体的な評価へと昇華することが期待される。

## ■ 今後の方向性

- ・働くことを希望する女性がライフステージに応じて能力を十分に発揮できることが大切であるため、女性の就労継続や就労する女性のキャリア形成に向けた取り組みを進める。また、出産や子育てによって離職する女性の再就職を支援する。
- ・家事・育児等における女性の負担軽減と男性の参画を促すとともに、社会における支援を充実し、ワーク・ライフ・バランスをさらに推進するため、庁内での連携を強化し周知啓発を行っていく。

男女共同参画の推進									
指標		平成24年度 (策定当初)	平成29年度 (中間)	現状値 (最終)	目標値	市の 評価	評価に関する市の考え方	審議会 の評価	審議会の意見
16	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	48.9% (※1)	55.1% (※2)	82.7% (※3)	80%	A	現状値が目標値を超え、大幅に増加したため	A	さらなる認知度向上が望ましい。市の評価は妥当
17	「男女共同参画センター」を知っている人の割合	16.5% (※1)	17.8% (※2)	30.3% (※3)	40%	B	現状値は目標値には達していないが、順調に増加しているため	B	認知されることでつながりが増すため、認知度向上が望ましい。市の評価は妥当

※1 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成24年度）

※2 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成29年度）

※3 市公式LINEにより実施した男女共同参画に関するアンケート調査（令和6年6月）

### ■ 男女共同参画推進審議会委員の意見

- ・男女共同参画センターの認知度が30.3%という状況は残念な結果である。相談先がいろいろある中、子ども家庭支援センターなどは認知度が高いと感じる。セクシャル・ハラスメントを含めた女性の悩みを相談できる場所である男女共同参画センターがさらに認知されるようになるとよい。

### ■ 今後の方向性

- ・男女共同参画のさらなる推進のためには、男女共同参画センターを認知してもらうことが大切であるため、様々な場所や施設と連携し周知啓発を引き続き行う。

## 6 資料

### 八王子市男女共同参画推進条例

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ制定された男女共同参画社会基本法のもと、ジェンダー平等の実現に向けた国際社会の動向と協調しつつ、様々な取組が進められてきた。

本市においても、平成11年に「男女共同参画都市」を宣言し、「男女が共に生きるまち八王子プラン」に基づき、男女共同参画に関する総合的な取組を進めてきた。

こうした取組等により、男女共同参画は着実に前進しつつある一方で、社会全体においてアンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的な役割分担意識に基づく構造的な問題等が依然として根強く残っており、また、性別に起因する権利侵害等、多くの課題が残されている。

若者が集まる学園都市であり、企業が多数集積する本市において、誰もが学びやすく、働きやすく、社会のあらゆる分野に参画できる環境を整えることが重要である。未だに課題が残る男女共同参画を、市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が共に手を携えて着実に推進することを決意し、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって様々な場面において、男女が共に参画する社会を実現することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員としてお互いを尊重し合い、自らの意思によって家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女がその個性及び能力を十分に発揮することができ、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) ジェンダー平等 性別に関わらず平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆるものごとを一緒に決めるこをいう。
- (3) アンコンシャス・バイアス 誰もが潜在的に持っている無意識の思い込みのことをいう。
- (4) 性別による固定的な役割分担意識 個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにもかかわらず、性別を理由として、役割を分ける考え方のことをいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する者をいう。
- (6) 教育関係者 市内において学校、地域その他の社会のあらゆる分野において行われる教育に携わる者をいう。
- (7) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (8) 地域活動団体 町会、自治会その他市民を主な構成員として市内において活動を行う団体をいう。
- (9) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者（配偶者であった者その他親密な関係にあった者を含む。）からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。
- (10) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

### (基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 誰もが、個人としての尊厳が重んぜられることにより、性別による差別的取扱いを受けることがなく、その個性及び能力を発揮し、自らの意思により多様な生き方を選択できること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は教育関係者、事業者及び地域活動団体における方針の立案及び決定の過程に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活において、また、学校、職場、地域その他の社会生活において対等な立場で参画できること。
- (5) 男女が、互いの性に対する理解を深め、妊娠、出産等の性及び生殖に関する個人の意思を尊重し合い、生涯にわたり安全かつ健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 誰もが、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の性別に起因する暴力を受けることがなく、個人として尊重されること。

### (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（以下この条から第9条まで、第12条、第14条及び第15条において「施策」という。）を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、施策を実施するに当たっては、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体（以下「市民等」という。）並びに国及び他の地方公共団体と相互に連携する責務を有する。

### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

### (教育関係者の責務)

第6条 教育関係者は、男女共同参画の推進において教育が果たす役割が重要であるとの認識の下に、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、個人の意欲、能力、個性等が尊重され、男女が共に参画することができるよう努めなければならない。

2 事業者は、雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動を両立することができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

### (地域活動団体の責務)

第8条 地域活動団体は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、男女が共に参画できるよう努めなければならない。

2 地域活動団体は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(情報の収集及び調査)

第9条 市長は、施策を策定し、効果的に実施するため、男女共同参画に関する事項について、情報の収集及び調査研究を行うものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、市民等に対し、男女共同参画に関する事項について報告を求めることができる。

(啓発活動)

第10条 市長は、市民等に対し、男女共同参画についての関心及び理解を深めるために必要な啓発活動を行うものとする。

(活動に対する支援)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民等に対し、人材の育成、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(体制の整備)

第12条 市長は、施策を効果的に実施するため、相談や啓発活動等を行うための拠点の設置や、市民等並びに国及び他の地方公共団体との相互連携等のために必要な体制を整備するものとする。

(男女共同参画推進審議会)

第13条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として八王子市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(1) 次条第1項に規定する推進計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し、市長が必要と認める事項

3 審議会は、学識経験者、市民、事業者、関係団体が推薦する者その他市長が必要と認めるもののうちから市長が委嘱する委員8人以内をもって組織する。

4 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(推進計画)

第14条 市長は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前3項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第15条 市長は、毎年度、推進計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第16条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の性別に起因する権利侵害に当たる行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第17条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固有的な役割分担意識及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情

を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

(相談申出への対応)

第18条 市長は、性別に起因する権利侵害その他の男女共同参画の推進を妨げる行為について、市民等からの相談の申出を受けるための窓口を設置する。

2 市長は、前項の相談の申出を受けた場合、関係機関と連携し、適切な処理に努めるものとする。

(苦情申出への対応)

第19条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等からの苦情の申出を受けるための窓口を設置する。

2 市長は、前項の苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、第1項で受けた苦情の申出について、必要があると認めるときは、次条に規定する苦情処理委員会の意見を聴くものとする。

(男女共同参画苦情処理委員会)

第20条 前条第1項の規定による苦情の申出について、公正かつ適切に処理す

るため、市長の附属機関として八王子市男女共同参画苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）を置く。

2 苦情処理委員会は、前条第3項の規定による市長の諮問に応じ、前条第1項の規定による苦情の申出について調査審議し、答申する。

3 苦情処理委員会は、男女共同参画の推進に識見を有する者のうちから市長が委嘱する委員3人以内をもって組織する。

4 苦情処理委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 苦情処理委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、苦情処理委員会の運営に關し必要な事項は、市規則で定める。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前に男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき策定された男女が共に生きるまち八王子プランは、第14条の規定により策定された推進計画とみなす。

3 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八王子市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1 (第2条、第5条関係)				別表第1 (第2条、第5条関係)			
番号	区分	報酬の額(円)	費用弁償の額	番号	区分	報酬の額(円)	費用弁償の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
39	(略)	(略)		39	(略)	(略)	
<u>40</u>	男女共同参画推進審議会委員	日額 12,000					
<u>41</u>	男女共同参画苦情処理委員会委員	日額 12,000					
<u>42</u>	(略)	(略)		<u>40</u>	(略)	(略)	
<u>43～99</u>	(略)	(略)		<u>41～97</u>	(略)	(略)	
備考 (略)				備考 (略)			



男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改定版

令和5年度（2023年度）評価報告書

令和6年（2024年）12月

発行 八王子市

編集 市民活動推進部男女共同参画課

〒192-0082

八王子市東町5-6 クリエイトホール8階

TEL 042-648-2230

FAX 042-644-3910